

北陸三県移住ガイドブック制作業務委託仕様書

1 目的

県外（主に三大都市圏）からの移住希望者等に向け、移住ガイドブックを通じて、北陸三県の暮らしの魅力等を広く周知し、移住意欲を喚起することで、北陸三県への移住・定住を促進する。

2 委託業務期間

契約締結日から令和7年12月26日まで

3 委託予定金額

990千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

4 委託業務の内容

移住ガイドブックのデザインの作成、取材、印刷、制作等に係る全般を行うこと。

（1）サイズ A4サイズ

（2）ページ数 20ページ程度

（3）制作部数 2,000部

その他、北陸三県各県の移住ポータルサイトに掲載用のPDFデータも併せて作成すること。

（4）主な用途

北陸三県各県関係機関の相談者及び移住セミナー、移住フェア等の来場者など、具体的に移住を検討している者への配布及び自治体窓口等での配架

（5）タイトル 事業者からの提案による

（6）本文

写真やイラストを効果的に使った興味関心を引くデザインとすること。また、ページ構成や掲載情報は、見やすいレイアウトとすること。

（7）構成イメージ

おおむね下記の構成をイメージする。ただし、各社のアイデアを活かした企画・構成を妨げるものではない。

- ・表紙（移住希望者等が手に取りやすい魅力あふれるデザインとすること。）
- ・北陸の位置関係（都市の記載、交通アクセス 等）
- ・北陸の特色（ランキング上位まとめ 等）
- ・各県の概要（各県の特徴、移住者インタビュー 等）
- ・相談窓口一覧
- ・裏表紙

（8）移住者インタビュー

- ・取材対象は、各県より候補を挙げ、受託者と各県で協議の上、決定するものとする。

- ・取材日程や取材場所の調整は、対象者と受託者間にて行うものとする。
- ・取材、撮影にかかる費用（取材対象者の報酬、撮影場所代等）については、本業務委託費の中に含まれるものとする。

(9) 校正

掲載内容の校正は、最低3回は行うこととする。

(10) 納期・納品場所

納期：令和7年8月29日（金）

場所：いしかわ第二のふるさと推進実行委員会（石川県地域振興課内）

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

(11) その他

本業務の円滑かつ効果的な実施に資する取組を提案し、実行委員会と協議の上、実施すること。

7 実施体制

事業を確実にかつ円滑に実施できる体制及びスケジュールとすること。

8 実績報告書の提出

(1) 実績報告書

本業務の実施内容を記載した実績報告書を作成し、A4サイズで提出すること。

(2) 電子データ

実績報告書データについては、PDF等の電子データにより提出すること。

(3) 提出期限

実績報告書の提出は令和7年12月26日を期限とする。

9 支払い方法

原則として、実績報告書提出後に支払うこととする。

ただし、実行委員会に協議し同意を得た場合、事業を執行した額を限度として、委託料の前金払を請求することができるものとする。

10 情報のセキュリティの確保

(1) 情報セキュリティポリシーの遵守

受託者が業務を行う場合にあっては、別紙1「石川県情報調達共通特記仕様書」を遵守しなければならない。

(2) 個人情報の保護

受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別紙2「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

(3) 守秘義務

受託者は、業務で知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用すること

はできない。また、委託業務終了後も同様とする。

11 著作権等

(1) 著作(財産)権の所有

成果品及び電子データ等、今回の契約により作成されたコンテンツに係る著作権、構成素材の著作権(二次的著作物の利用に関する原作者の権利を含む)は、委託者に帰属する(ただし、制作途中に制作案等の用途に使用して、成果品として採用されなかった制作物を除く。)ものとする。また、委託者は、コンテンツの維持又石川県の移住・交流居住に関する広報宣伝を目的とした改変及び印刷物等の二次利用をすることができるものとする。

(2) 第三者への利用許諾

受託者は、成果品及び構成素材の第三者への利用許諾を認めるものとする。

(3) 権利関係の処理等

ア 成果品及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉・処理は、従前から所有していたものを含めて受託者が行うこととし、その経費は委託費に含む。

イ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で行う。

(4) 権利に係る留意事項

委託者から提供する以外の写真、画像、イラスト等のデータを使用する場合は、第三者の肖像権・著作権等の権利を侵害することのないよう厳に注意すること。

12 留意事項

(1) 暴力団等の排除のため、受託者が以下のいずれかに該当する場合は、委託を行わない。委託後に判明した場合は、委託を解除できるものとする。この場合において、解除により受託者に損害が生じても、実行委員会はその責を負わないものとする。

ア 役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する

など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(2) 業務の実施にあたっては、実行委員会や関係者と密に連携を図り、十分な協議の上、円滑に行うものとする。

(3) 本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合については、実行委員会と協議の上、決定するものとする。

(4) 業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ書面による実行委員会の同意を得なければならない。